

## 間接諸税（印紙税等）の問合せ先について

令和8年7月10日より、以下の税務署で承っている間接諸税に関するお問合せについては、**渋谷税務署**が承ることとなりました。

### ○ 対象となる税務署

四谷税務署・新宿税務署・目黒税務署・世田谷税務署・北沢税務署・玉川税務署  
中野税務署・杉並税務署・荻窪税務署・練馬東税務署・練馬西税務署・八王子税務署  
立川税務署・武蔵野税務署・青梅税務署・武蔵府中税務署・町田税務署・日野税務署  
東村山税務署・甲府税務署・山梨税務署・大月税務署・鵜沢税務署

### ○ 印紙税に関する問合せ先

文書の内容や事実関係の確認が必要な場合などは、渋谷税務署にて対応いたしますので、次の連絡先までご連絡ください。

#### 【連絡先】

渋谷税務署 法人課税第2部門 電話番号 03-3463-9181

※ お電話は自動音声案内での受付となります。ガイダンスに従って「2」番をお選びください。

### ○ 印紙税納付計器への過誤納充当請求について

印紙税納付計器への過誤納充当請求の場合は、事前に書類をお預かりして渋谷税務署が内容を確認し、所轄税務署から確認結果と印紙税納付計器への充当について連絡します。

なお、渋谷税務署における確認作業に一定の日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

※ 印紙税納付計器の廃止に伴う過誤納確認申請（新たに設置する印紙税納付計器への充当請求を含む。）につきましては、直接、所轄税務署にお問い合わせください。

## ○ 「印紙税過誤納確認申請書」の提出先

印紙税過誤納確認申請書の申請手続きについては、内部事務センターに集約しております。恐れ入りますが、次の送付先までご提出をお願いいたします。

業務センター名	送付先	対象署
東京国税局大手町業務センター	〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	四谷・新宿・目黒・世田谷 北沢・玉川・中野・杉並・荻窪 練馬東・練馬西・立川・東村山
東京国税局武蔵府中業務センター	〒183-8510 東京都府中市本町4丁目2番地	八王子・武蔵野・青梅・武蔵府中 町田・日野
東京国税局甲府業務センター	〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	甲府・山梨・大月・鵜沢

## ○ 印紙税以外の間接諸税の取扱いに関するご相談について

印紙税以外の間接諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、たばこ税、たばこ特別税、自動車重量税又は国際観光旅客税）の一般的な質問につきましては国税局電話相談センター等で受け付けておりますが、特別な審理を要するご質問につきましては、東京国税局の消費税課諸税第3係（代表：03-3542-2111、内線3081）において受け付けております。

[揮発油税などの取扱いに関するご相談について](#)



（国税庁HP）

## ○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（ナビダイヤル：0570-00-5901）にご相談ください。

[国税に関するご相談について](#)



（国税庁HP）